

(趣旨)

第1条 この規程は、車両等を適正に管理し、運転するための服務について、法令等に特別の定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第2条に規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
- (2) 車両 前号に規定する車のうち企業団の保有に係るものをいう。
- (3) 自家用車 第1号に規定する車のうち職員の保有に係るものをいう。
- (4) 車両等 前2号に規定する車をいう。
- (5) 安全運転管理者 道交法第74条の2の規定により、企業長が選任した安全運転管理者をいう。
- (6) 車両管理責任者 車両を所管する課等の長をいう。
- (7) 運転者 旅行命令権者が車両等の運転を許可した者をいう。

(安全運転管理者の職務)

第3条 安全運転管理者は、道交法第75条の規定による車両等の運行を管理する義務のほか、車両管理責任者を総括し、運転者に対し運転上の義務及びその他遵守事項の指揮監督に努めなければならない。

(安全運転管理者の解任等)

第4条 企業長は、安全運転管理者が次の各号の一に該当したときは、その職務を解任し、速やかに後任を選任するものとする。

- (1) 道路運送車両法第53条及び道交法第74条の2第3項の規定による解任命令を受けたとき。
- (2) 安全運転管理者の重大な過失により事故を発生させたとき。
- (3) 前2号に規定するほか企業長が解任を必要と認めたとき。

(車両の総括管理)

第5条 車両は、専用車を除き庶務係に所属させるものとし、車両の管理は、総括して事務局長が行うものとする。

2 事務局長は、常に車両管理責任者と協議し、車両の合理的配属と使用方法に努めなければならない。

(車両管理責任者の職務)

第6条 車両管理責任者は、運転者を指揮監督し、次の各号に掲げる職務を行い、常に適切な処置を講じ、安全性と経済性の確保に努めなければならない。

- (1) 車両の整備計画及び整備の実施に関すること。
- (2) 仕業点検の実施に関すること。

- (3) 車庫の管理に関すること。
- (4) 車両等の事故防止に関すること。

(運転者)

第7条 旅行命令権者は、職員が次のいずれかに該当する場合は、運転者として許可しないものとする。

- (1) 運転免許を取得してから1年を経過していない場合
- (2) 過去1年以内に法令等の違反によって運転免許証の取消し又は停止処分を受けたことがある場合
- (3) 運転経験が浅く、運転技術等が未熟である場合
- (4) 心身の状態が運転に不適當な状態にある場合

(運転者の責務等)

第8条 運転者は、常に法令等を守り、安全運転管理者及び車両管理責任者の指示に従い、車両の整備保全と運転技術の向上に努め、事故防止に万全を期さなければならない。

2 運転者は、車両を運転しようとするときは、事前に旅行命令及び公用車使用簿兼運転日誌(様式第1号)により許可を受けなければならない。ただし、命令を受けるいとまのないとき、又は特別の事情のあるときは、この限りでない。この場合において、運転者は、業務終了後速やかに当該車両の車両管理責任者に報告し、その承認を受けなければならない。

3 運転者は、運転業務を開始するときは、次の各号に掲げる始業点検を実施し、異常を認めるときは、車両管理責任者に報告しなければならない。運転業務中に異常を認めるときも、また同様とする

- (1) タイヤの空気圧の状況
- (2) エンジンオイルの状況
- (3) 冷却水及び洗浄液の状況
- (4) ブレーキの状況
- (5) ハンドルの具合
- (6) エンジンの始動具合及び調子
- (7) 方向指示器及び制動灯の状況

4 運転者は、運転業務が終了したときは、速やかに当該車両を洗車又は清掃し、所定の場所に格納後、かぎを当該車両の車両管理責任者に返納するとともに、運転日誌に記載しなければならない。

(事故の処理)

第9条 運転者は、運転中に事故が発生したときは、道交法第72条の規定による措置を講ずるとともに、直ちに車両管理責任者及び事務局長に連絡し、その指示に従い処理しなければならない。

2 運転者は、前項の処理について、帰庁後、直ちに車両等事故報告書(様式第2号)を作成し、車両管理責任者及び事務局長を経て企業長に報告しなければならない。

(自家用車の使用)

第10条 職員が自家用車を公務に使用する場合は承認その他必要な事項については、

別に定める。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 31 日規程第 6 号)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

様式 (省略)

